

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>水俣病は現在も訴訟中であり、水俣病への地元住民の関心は非常に高く、地元住民への無礼等で抗議等社会問題が起きた場合は、受注者による業務過誤責任（損害賠償）になりますでしょうか。</p> <p>また、事件に巻き込まれる可能性がありますでしょうか。</p>	<p>抗議等の発生のみをもって直ちに受託者の業務過誤責任が生じるものではなく、個別の事案ごとに判断されるものと考えます。</p> <p>なお、本業務の実施に当たっては、水俣病に関する歴史的経緯や地域事情を踏まえ、受託者において地元住民への配慮や適切な対応が図られるよう、十分な教育・管理体制を整備することが求められます。これらの業務従事者の管理及び実施体制については、業務を実施するにあたって重要視する要素の一つとなります。</p>
2	<p>水俣病の疫学調査はマスコミ等の関心が非常に高く、調査中における不適切な取材やSNSへの不適切な投稿の発生が懸念されます。つきましては、被検者の保護の観点から、基本的に警備ガードマンを用意する必要がありますか。</p>	<p>警備員の配置については、一律に配置を義務付けるものではありません。</p> <p>一方で、本業務の特性上、マスコミ対応や第三者の接触等に留意し、被検者の保護および調査の円滑な実施に支障が生じないよう、受託者において必要な対応体制を整備していただく必要があります。</p> <p>なお、これらの業務従事者の管理及び実施体制については、業務を実施するにあたって重要視する要素の一つとなります。</p>
3	<p>令和7年度のフィージビリティ調査では、800人（5%参加率）又は2000人（2%参加率）の住民台帳から40人の被検者を住民基本台帳法に基づき抽出とのことですが、令和8年度の調査研究は令和7年度の結果を参考に、4,000人（5%参加率）～7,500人（4%参加率）に住民台帳から400人の被検者を住民基本台帳法に基づき抽出し、脳磁計・MRI検査（水俣市）、問診・神経学的診察（熊本大学病院）を行うとのこと、専門医による謝金、検査費用、被検者の謝金等、その他の費用を含め、令和8年度（今年度）は、令和7年度の約10倍規模の業務となるとの認識で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>御指摘の通り、令和8年度は令和7年度のおよそ10倍の規模の調査を予定しております。</p>